




第 13 号

● 2008 年 7 月発行

◆ 編集・発行所
埼玉西部  土と水と空気をまもる会

発行人; 事務局代表・前田 俊宣

〒 359-0041 埼玉県所沢市中新井 5-1-3-201

TEL: 04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL <http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水と空気をまもる会」

裁判報告と 次回期日のお知らせ

★石坂産業裁判報告

5月16日には、控訴審(原告側一部取消が認められた裁判の控訴審)、6月には、石坂のさらなる新規許可取消しを求める新訴の期日が開かれました。

そこで、明らかになったことを報告します。

第2次訴訟・又もや施設の変更許可(処理能力増加)申請が出される。

私たちからは石坂産業が、がれき類破碎(B)施設の処理能力を過少に評価していることについての書面を出しました。その際、裁判官が、県と石坂に対して、「その後施設の変更とかはないですね?」と確認をしてくれました。これに対し、県と石坂がごによごによ…。裁判官も「え、なあに?」って聞いたのですが、やっぱり、ごによごによ。対応が怪しすぎるので、県に問い合わせたところ、がれき類破碎施設の変更許可申請(320→478t)が出ていることが判りました。しかも、平成18年と2年も前に出された施設設置許可申請と計画書のまま、(私達は平成18年当時、都市計画審議会や議会において、この施設の処理能力が大きくなるのが問題となったので、この申請については途中でとりやめになったものと思っていたのです)平成19年11月に、業の

B施設に係る変更許可申請も出され、現在審査中ということです。

しかも、今回の申請処理能力は、従前の施設の処理能力の1.49倍という計画です。1.5倍以上となると、やっかいな都市計画審議会を経る必要があるのですが、「1.49倍だから必要ない」といいます。住民抜きの件と業者のやりとりだけで、許可手続きが進んでしまいます。しかも、平成18年の段階で、県と石坂の間では、工期がのびるから申請を2回に分けるという話が交わされていたというのですが、住民は聞いてないし都市計画審議会でもそんな話は一切出ませんでした。このような不誠実な行政と業者の対応をそのままにすることはできません。今後を注視する必要があります。

また、原告適格について、石坂書面に対する反論と、次のような書面を提出しました。

- ①違法な施設が廃止されても、本件変更許可処分を構成する一部に違法があったときは全体が違法となり、全体としての許可処分が取り消されるべきである。
- ②参加人には附帯控訴理由書及び原審準備書面(8)(最終)に対する具体的認否をしてもらい、それに対してこちらから再反論をする。立証は参加人の反論にもよるが、参加人関係者の尋

問及び必要に応じて本件施設の検証などを考えている。

①については、埼玉県から、許可取消しは一部について取り消すことはありえる、などという反論が出てきました。②についての、参加人の認否はいまだ出ていません。今後、①の論点について、さらに再反論の主張をするとともに、廃棄物処理法の解釈について、専門家の意見を聞いたりして今後、詳しく主張する予定です。

また、新訴については、こちらが、処理能力の点について、詳細におかしな点を質す書面を提出していますが、石坂産業は、「石坂は専門家ではないから詳しいことはわからない、ただ、処理能力を偽るようなことはしていない」などといい、埼玉県までもが、「石坂は、処理能力をごまかして得をすることはない、だから、処理能力は偽っていない」などとして、処理能力に踏み込む説明を一切しない書面を提出してきました。業者も、それを審査する側も、あまりに無責任な回答です。施設の処理能力が多くなれば、それだけ、出入り車両、取り扱う廃棄物量、有害物質の量、事故の危険も大きくなります。それが、過少に評価されていたとすれば、管理が行き届かなくなるなど、周辺住民の生命・環境に大きく影響を及ぼす重大な欠陥のある許可となります。それを、処理能力をごまかして得しない = 処理能力は偽っていないだろう、と決め付けることは許されません。今後、これらについて反論をしていく予定です。

■次回期日のお知らせ

7月29日(火)15:00～変更許可取消
行政訴訟(第2次)第6回期日(弁論準備)
於:東京高裁16F第15民事部

8月27日(水)11:00～変更許可取消
行政訴訟(第3次)第7回期日
於:さいたま地裁

CS報告、新明裁判報告については、次号でお知らせします。

『ぬぎやまは今…』

その2

北浦・前田・湯澤

5月17日のこと、エコネットのゴミ拾いでくぬぎやまに行きました。

集合場所での風景に何だか違和感がありました。見ると4月までは確かに林だった場所がすっかり伐採され、更地になっていたのです。広さ2000か3000くらい。

現場で作業している人たちに「何になるんですか?」と聞くと、「資材置き場」という答えでした。

場所は地図の左上「松本商店(有)」と書いてあるところです。ここはまさしく「自然再生事業」の該当地域です。

早速埼玉県に問い合わせました。西部環境は「知らない」とのこと。

県庁のみどり自然課の話では以下のようでした。

「森林法によると、1万を超える面積の木々の伐採は許可が必要だが、それ以下は森林事務所に届出のみで伐採できることになっています。

ウチに情報が入ったので、地主に伐採はやめてくれるよう働きかけようとした矢先に届けがもうすでに出ていました。」

なぜいつも行政は後手後手なんですか…

このすぐ近くには、「サイケン」「佐藤組」の跡地があります。ここは狭山市が自然を保存するため買い取った場所です。

地図を見てください。(この地図は湯澤の力作です)

かつて「上空から見ると、首都圏に浮かぶ大きな緑の島のような。」と言われたくぬぎやまを、「石坂産業」と「エコク

その他、スナックエンドウ系の「ジャンビーノ」は毎日収穫可能だし、ネギやニラはいつでも収穫可能です。トウガンはもう少し先になりますが、ゴーヤの収穫はそろそろ ok です。

今月中旬にはニンジンとそばを撒きました。9月末にはソバを収穫して、粉に挽いてもらい、10月に畑で「そばパーティ」を計画しています。そばの栽培は三芳町が本場で、私たちにとっては初めての経験なので「パーティが成功すればいいなあ。」って思っています。その後は、里芋、ヤーコン、ニンジン、サツマイモの収穫です。今年はサツマイモを凍らせないような対策も考えています。

夏場は虫が活発に野菜を食べる時期ですが、手で駆除できる程度しか発生しない野菜を選択するようにして殺虫剤は使っていません。ただ、雑草だけはどうにもなりません。ひたすら抜くか、「草こき」で切るしかありません。今は雑草との戦いの毎日です。暑気の中、汗にまみれて土や草と格闘するのも健康的な運動かと思います。皆さん、参加してみませんか。

その他、毎週第三土曜日にはくぬぎ山の不法投棄の回収も行っています。くぬぎ山を散策しながらの回収も、心を癒してくれるものです。また、緑一色の金子さんの屋敷森では広報が配られる頃には「ヤマユリ」も咲いているでしょう。